

令和2年度

計算書類(決算)

学校法人 志紀学園

独立監査人の監査報告書

令和3年5月30日

学校法人 志紀学園
理事会 御中

公認会計士 川東和彦 事務所
大阪府大阪市

公認会計士 川東 和彦



監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に準じた監査報告を行うため、学校法人志紀学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人志紀学園の令和3年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク

に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

資金収支計算書

令和 2年 4月 1日から
令和 3年 3月 31日まで

(単位：円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	31,100,900	31,100,900	0
手数料収入	4,075,000	4,075,000	0
補助金収入	330,558,000	336,933,054	△ 6,375,054
付随事業収入	11,290,000	11,393,700	△ 103,700
受取利息・配当金収入	450,000	453,596	△ 3,596
雑収入	3,004,438	3,276,136	△ 271,698
その他の収入	93,509,728	93,582,939	△ 73,211
資金収入調整勘定	△ 5,000,000	△ 12,225,378	7,225,378
前年度繰越支払資金	346,440,684	346,440,684	
収入の部合計	815,428,750	815,030,631	398,119
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	244,368,438	242,890,079	1,478,359
教育研究経費支出	40,150,000	38,632,470	1,517,530
管理経費支出	24,860,000	24,204,606	655,394
施設関係支出	22,352,000	22,198,000	154,000
設備関係支出	160,800	160,800	0
資産運用支出	6,000,000	6,000,000	0
その他の支出	52,025,872	51,987,071	38,801
資金支出調整勘定	△ 2,500,000	△ 2,725,544	225,544
翌年度繰越支払資金	428,011,640	431,683,149	△ 3,671,509
支出の部合計	815,428,750	815,030,631	398,119

事業活動収支計算書

令和 2年 4月 1日から
令和 3年 3月 31日まで

(単位：円)

教育活動	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		学生生徒等納付金	31,100,900	31,100,900	0
手数料	4,075,000	4,075,000	0		
経常費等補助金	330,558,000	336,933,054	△ 6,375,054		
付随事業収入	11,290,000	11,393,700	△ 103,700		
雑収入	3,004,438	3,276,136	△ 271,698		
		教育活動収入計	380,028,338	386,778,790	△ 6,750,452
教育活動	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		人件費	244,368,438	242,890,079	1,478,359
		教育研究経費	48,875,105	47,357,572	1,517,533
		管理経費	27,134,154	26,478,760	655,394
		教育活動支出計	320,377,697	316,726,411	3,651,286
		教育活動収支差額	59,650,641	70,052,379	△ 10,401,738

教育活動	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		受取利息・配当金	450,000	453,596	△ 3,596
		教育活動外収入計	450,000	453,596	△ 3,596
		教育活動外収支差額	450,000	453,596	△ 3,596
		経常収支差額	60,100,641	70,505,975	△ 10,405,334
特別収支	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額	0	3	△ 3
		特別支出計	0	3	△ 3
		特別収支差額	0	△ 3	3
		基本金組入前当年度収支差額	60,218,641	70,505,972	△ 10,287,331
		基本金組入額合計	△ 6,153,082	△ 5,999,082	△ 154,000
		当年度収支差額	54,065,559	64,506,890	△ 10,441,331
		前年度繰越収支差額	178,223,723	178,223,723	0
		翌年度繰越収支差額	232,289,282	242,730,613	△ 10,441,331

(参考)

事業活動収入計	380,486,338	387,232,386	△ 6,746,048
事業活動支出計	320,267,697	316,726,414	3,541,283

貸借対照表

令和 3年 3月 31日

(単位：円)

資 産 の 部				
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減	
固定資産	346,402,433	347,042,892	△ 640,459	
有形固定資産	345,352,133	333,992,592	11,359,541	
土地	76,485,018	76,485,018	0	
建物	249,106,604	234,447,765	14,658,839	
構築物	4,090,313	4,588,125	△ 497,812	
教育研究用機器備品	4,265,117	4,792,449	△ 527,332	
管理用機器備品	3,207,246	3,779,676	△ 572,430	
図書	3,051,654	3,051,654	0	
車両	5,146,181	6,847,905	△ 1,701,724	
特定資産	0	12,000,000	△ 12,000,000	
第2号基本金引当特定資産	0	12,000,000	△ 12,000,000	
その他の固定資産	1,050,300	1,050,300	0	
電話加入権	50,300	50,300	0	
出資金	1,000,000	1,000,000	0	
流動資産	443,908,527	374,050,412	69,858,115	
現金預金	431,683,149	346,440,684	85,242,465	
未収入金	12,225,378	27,609,728	△ 15,384,350	
資産の部合計	790,310,960	721,093,304	69,217,656	
負 債 の 部				
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減	
流動負債	5,664,086	6,952,402	△ 1,288,316	
未払金	2,725,544	3,925,872	△ 1,200,328	
預り金	2,938,542	3,026,530	△ 87,988	
負債の部合計	5,664,086	6,952,402	△ 1,288,316	
純 資 産 の 部				
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減	
基本金	541,916,261	535,917,179	5,999,082	
第1号基本金	519,916,261	501,917,179	17,999,082	
第2号基本金	0	12,000,000	△ 12,000,000	
第4号基本金	22,000,000	22,000,000	0	
繰越収支差額	242,730,613	178,223,723	64,506,890	
翌年度繰越収支差額	242,730,613	178,223,723	64,506,890	
純資産の部合計	784,646,874	714,140,902	70,505,972	
負債及び純資産の部合計	790,310,960	721,093,304	69,217,656	

注記

1 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金 学校法人会計基準第38条の規定により徴収不能引当金は計上していません。

退職給付引当金は、期末要支給額 64,377,143円が、公益財団法人 大阪府私学総連合会 退職資金事業よりの交付金と同額であるため、計上していません。

2 重要な会計方針等の変更

3 減価償却額の累計額の合計額

該当はありません。

4 徴収不能引当金の合計額

174,564,128円

5 担保に供されている資産の種類及び額

該当はありません。

6 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

該当はありません。

7 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

0円

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8 その他の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当はありません。